

環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程

一般社団法人 日本環境測定分析協会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、環境測定分析に関する知識と技能の向上を図り、もって環境測定分析に係る社会的な信頼性を確保することを目的として、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「日環協」という。）が実施する環境測定分析士及び環境騒音・振動測定士（以下、「環境測定分析士等」という。）に係る資格認定制度に関して、必要な事項を定めるものである。

(環境測定分析士等の定義)

第2条 「環境測定分析士」とは、環境測定分析に関する知識及び技能等を有していると認定された方をいう。

2 「環境騒音・振動測定士」とは、環境騒音・振動測定に関する知識及び技能を有していると認定された方をいう。

(環境測定分析士等の区分)

第3条 環境測定分析士等は、「環境測定分析士1級」、「環境測定分析士2級」、「環境測定分析士3級」、「環境騒音・振動測定士上級」及び「環境騒音・振動測定士初級」に区分する。

2 「環境測定分析士1級」（以下、「1級」という。）は、別表1に定める分野ごとに、環境測定分析に関する高度な専門的知識、技能及び指導能力を有していると認定された方をいう。

3 「環境測定分析士2級」（以下、「2級」という。）は、別表1に定める分野ごとに、環境測定分析に関する専門的知識及び技能を有していると認定された方をいう。

4 「環境測定分析士3級」（以下、「3級」という。）は、環境測定分析に関する基礎的知識を有していると認定された方をいう。

5 「環境騒音・振動測定士上級」（以下、「上級」という。）は、環境騒音・振動測定に関する専門的知識及び技能を有していると認定された方をいう。

6 「環境騒音・振動測定士初級」（以下、「初級」という。）は、環境騒音・振動測定に関する基礎的知識を有していると認定された方をいう。

(不正行為の禁止と秘密保持)

第4条 環境測定分析士等の資格認定に係る業務に関与する方は、業務を遂行する上で厳正を保持し不正行為がないようにするとともに、本規程に定める場合を除き、業務に関して知り得たことをほかに漏らしてはならない。

2 環境測定分析士等の資格認定に係る業務に関与した方は、当該業務に従事しなくなった後、本規程に定める場合を除き、業務に関して知り得たことをほかに漏らしてはならない。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第5条 環境測定分析士等の資格認定に係る業務を円滑に実施するため、日環協の委員会運営規程に基づき次の委員会を設置する。

(1) 環境測定分析士管理委員会は、日環協の正会員である法人の役員・職員及び次号に定める環境測定分析士試験・認定委員会の委員をもって構成し、環境測定分析士等の資格認

定制度に関することを所掌する。

- (2) 環境測定分析士試験・認定委員会は、学識経験者、国又は地方公共団体の職員等の中立的な立場の者をもって構成し、環境測定分析士等の資格認定のために実施する試験（以下、「試験」という。）の問題の作成・評価、試験の可否の判定及び資格の認定・登録に関することを所掌する。
 - (3) 環境測定分析士試験実行委員会は、日環協の正会員である法人の役員・職員及び日環協の支部の関係者をもって構成し、試験の実施に関することを所掌する。
- 2 環境測定分析士試験・認定委員会の委員の氏名は、委員長を除き非公表とする。

（環境測定分析士試験・認定委員会への委任）

第6条 本規程に定める事項のほか、環境測定分析士等の資格認定制度の運用に関する事項は、日環協の定款及び規程等に反しない範囲で、環境測定分析士試験・認定委員会が定めるものとする。

第3章 環境測定分析士等資格認定試験

（試験の実施方法及び受験料等）

第7条 試験は、定例試験及び特例試験とし、第3条に定める環境測定分析士等の区分ごとに実施するものとする。

- 2 定例試験は、1級、2級、3級、上級及び初級について、別表2により実施するものとする。
- 3 特例試験は、3級又は初級について、別表3により、環境測定分析士試験・認定委員会の承認を得て実施することができる。

（受験資格）

第8条 受験資格は、環境測定分析士等の区分ごとに次のとおりとする。

- (1) 1級の試験の受験資格は、環境測定分析に係る実務経験が通算して5年以上で、かつ第16条に基づき2級の登録証等の発行を受けている方とする。ただし、2級の登録証等の発行を受けていない方であっても、環境測定分析に係る実務経験が通算して15年以上で、本人の所属する法人又は団体の代表者から特に受験されるように推薦状が提出された場合にあっては、1級の試験を受けることができる。
- (2) 2級の試験の受験資格は、環境測定分析に係る実務経験が通算して3年以上で、かつ第9条に基づき3級の認定証の発行を受けている方とする。ただし、3級の認定証の発行を受けていない方であっても、環境測定分析に係る実務経験が通算して3年以上で、次のいずれかの登録者は、2級の試験を受けることができる。
 - ① 技術士（環境部門、応用理学部門及び衛生工学部門）登録者
 - ② 環境計量士（騒音・振動関係のみの登録者を除く）登録者
 - ③ 第1種作業環境測定士のうち、2種類以上の登録者
 - ④ 薬剤師登録者
 - ⑤ 環境測定分析に係る実務経験が通算して10年以上で、本人の所属する法人又は団体の代表者から特に受験されるように推薦状が提出された方
- (3) 3級の試験の受験資格は、環境測定分析業務に従事している方又は環境測定分析に関心がある方とする。
- (4) 上級の試験の受験資格は、以下のいずれかによるものとする。
 - ① 環境騒音・振動測定に係る実務経験が通算して3年以上で、かつ第9条に基づき初級の認定証の発行を受けている方

- ② 技術士（環境部門、応用理学部門及び衛生工学部門）登録者
 - ③ 環境計量士（濃度関係のみの登録者を除く）登録者
 - ④ 環境騒音・振動測定に係る実務経験が通算して15年以上で、本人の所属する法人又は団体の代表者から特に受験されるように推薦状が提出された方
- (5) 初級の試験の受験資格は、環境騒音・振動測定業務に従事している方又は環境騒音・振動測定に関心がある方とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- (1) 環境関連法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - (2) 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - (3) 第11条第2項に基づき合格を取り消された者であって、合格を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - (4) 第21条第1項の(1)又は(2)の理由により登録を抹消された者であって、登録を抹消された日から起算して2年を経過していない者

(合格証及び認定証の発行)

第9条 環境測定分析士試験・認定委員会は、1級、2級及び上級の試験に合格した方に対して、環境測定分析士等の区分に応じた合格証を発行し、また、3級及び初級の試験に合格した方に対して、環境測定分析士等の区分に応じた認定証を発行する。

(合格証又は認定証の再発行)

- 第10条 合格証又は認定証を汚損又は紛失したときは、遅滞なく、日環協に再発行の届出書を提出しなければならない。なお、合格証又は認定証を汚損した場合は、その合格証（正本）又は認定証（正本）をあわせて提出するものとする。
- 2 前項の再発行の届出をする場合の手数料については、別に定める。
 - 3 再発行の届出をした方が、届出をした後に紛失した合格証（正本）又は認定証（正本）を発見したときには、遅滞なく、これを日環協に返納しなくてはならない。環境測定分析士試験・認定委員会は、返納された合格証（正本）又は認定証（正本）を廃棄する。
 - 4 環境測定分析士試験・認定委員会は、再発行の届出をした方から提出された書類を審査し、書類が適切であると認めるときは、合格証又は認定証を再発行するものとする。

(不正な手段による受験に対する措置)

- 第11条 環境測定分析士実行委員会委員又は同委員会が指名した者であって、試験の監督をする者は、不正な手段によって試験を受けようとする者について、その試験を受けることを禁止することができる。
- 2 環境測定分析士試験・認定委員会は、不正な手段により試験を受け合格したと認める者又は虚偽又は不正の事実に基づいて試験を受け合格したと認める者について、合格の決定を取り消すことができる。
 - 3 環境測定分析士試験・認定委員会は、前項に基づき合格を取り消したときは、その理由を記した書面により、その者に通知するものとする。

(試験に関する情報の公表)

第12条 環境測定分析士試験・認定委員会は、環境測定分析士等の区分ごとに資格付与基準を定め、公表するものとする。

- 2 環境測定分析士試験・認定委員会は、過去に実施した試験の応募者数、受験者数、合格者数等について集計し、その統計数値を公表するものとする。
- 3 環境測定分析士試験・認定委員会は、今後実施する試験の公正性を確保する上で支障がないと認める範囲で、過去に実施した試験で出題された問題及びその解答等を公表することができる。

第4章 1級、2級及び上級の環境測定分析士等の認定及び登録

(登録の手続き及び手数料等)

- 第13条 第9条の規定により合格証の発行を受けた方(以下、「合格者」という。)は、別に定めるところにより最初の登録(以下、「初期登録」という。)をしなければならない。
- 2 第16条の規定により登録証等の発行を受けた方(以下、「登録者」という。)は、CPD(Continuing Professional Development; 継続研鑽)に励み、別に定めるところにより更新登録をしなければならない。ただし、第14条第2項が適用される場合は、本項は適用しないものとする。
 - 3 更新登録を取り巻く状況の変化に対応するため、前項の更新登録の手続きに関して、必要に応じて猶予期間を設けることができる。
 - 4 前項の猶予期間において、協会は更新登録に資する特例措置について別に定めるところにより講じることができる。

(年齢が61歳以上の登録者の更新登録の特例)

- 第14条 年齢が61歳以上の登録者が更新登録をする場合、環境測定分析士試験・認定委員会は、その方に対して、「シニア環境測定分析士1級」、「シニア環境測定分析士2級」又は「シニア環境騒音・振動測定士上級」(以下、「シニア環境測定分析士等」という。)の称号を与えるとともに、その方が、当該称号を与えられたとき以降に更新登録をする際に提出する報告書の課題を指示するものとする。
- 2 前項に基づきシニア環境測定分析士等の称号を与えられた登録者が、当該称号を与えられたとき以降に更新登録する場合には、別に定める規定が適用されるものとする。

(認定及び登録)

- 第15条 環境測定分析士試験・認定委員会は、第13条第1項に定める初期登録、同条第2項に定める更新登録及び第14条第2項に定める更新登録の特例に基づく申請を受理した場合、申請者から提出された書類を審査し、当該申請者が環境測定分析士等(以下においては、「シニア環境測定分析士等」を含むものとする。)の資格を有すると認定するときは、環境測定分析士登録台帳又は環境騒音・振動測定士登録台帳(以下、「環境測定分析士登録台帳等」という。)に登録事項を記載するものとする。
- 2 前項において、環境測定分析士登録台帳等に記載する登録事項は、次のとおりとする。
 - (1) 登録番号及び登録年月日
 - (2) 氏名
 - (3) 生年月日
 - (4) 環境測定分析士等の区分
 - (5) 自宅の住所
 - (6) 自宅の電話番号及びファックス番号
 - (7) 勤務先事業所の名称
 - (8) 勤務先事業所の所在都道府県名
 - (9) 勤務先事業所の住所

(10) 勤務先事業所の電話番号及びファックス番号

(登録証等の発行)

第 16 条 環境測定分析士試験・認定委員会は、第 15 第 1 項の規定により環境測定分析士登録台帳等に登録事項を記載した方に、環境測定分析士等の区分に応じた登録証及び登録カード（以下、「登録証等」という。）を発行するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第 17 条 登録者は、第 15 条第 2 項に定める登録事項のうち、(2) 氏名について変更が生じた場合は、環境測定分析士等登録事項変更届出書に登録証等（正本）を添えて日環協に届出をしなければならない。

2 登録者は、第 15 条第 2 項に定める登録事項のうち、(5) 自宅の住所、(6) 自宅の電話番号及びファックス番号、(7) 勤務先事業所の名称、(8) 勤務先事業所の所在都道府県名、(9) 勤務先事業所の住所又は(10) 勤務先事業所の電話番号及びファックス番号について変更が生じた場合は、環境測定分析士等登録事項変更届出書に登録証等（写）を添えて日環協に届出をしなければならない。

3 登録者は、第 1 項及び第 2 項の届出をする場合の手数料については、別に定める。

4 環境測定分析士試験・認定委員会は、登録者から提出された書類を審査し、書類が適切であると認めるときは、変更事項を環境測定分析士登録台帳等に記載する。また、第 1 項に該当する場合には、環境測定分析士試験・認定委員会は返納された登録証等（正本）を廃棄し、新たな登録証等を発行するものとする。

(登録証等の再発行)

第 18 条 登録者は、登録証又は登録カードを汚損又は紛失したときは、遅滞なく、日環協に登録証等再発行届出書を提出しなければならない。なお、登録証又は登録カードを汚損した場合は、その登録証等（正本）をあわせて提出するものとする。

2 登録者が前項の届出をする場合の手数料については、別に定める。

3 登録者は、第 1 項の届出をした後に紛失した登録証（正本）又は登録カード（正本）を発見したときは、遅滞なく、登録証等（正本）を日環協に返納しなければならない。環境測定分析士試験・認定委員会は、返納された登録証等（正本）を廃棄する。

4 環境測定分析士試験・認定委員会は、登録者から提出された書類を審査し、書類が適切であると認めるときは、再発行する旨を環境測定分析士登録台帳等に記載し、登録証等を再発行するものとする。

(登録事項の公表)

第 19 条 日環協は、第 15 条第 2 項に定める登録事項のうち、(1) 登録番号及び登録年月日、(2) 氏名、(4) 環境測定分析士等の区分、(7) 勤務先事業所の名称、(8) 勤務先事業所の所在都道府県名及び(9) 勤務先事業所の住所を公表するものとする。ただし、合格者又は登録者が、やむを得ない理由により(2) 氏名、(7) 勤務先事務所の名称又は(9) 勤務先事業所の住所を非公開とする届出をした場合には、日環協は当該登録事項を非公表にすることができる。

(登録証等の譲渡等の禁止)

第 20 条 登録者は、登録証等を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(登録の抹消)

第 21 条 環境測定分析士試験・認定委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、

環境測定分析士登録台帳等から当該登録者の全ての登録事項を削除し、その登録を抹消することができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録したとき
- (3) 更新登録の手続きを行わなかったとき
- (4) 登録者が死亡したことを当該登録者の代理人が日環協に届出をしたとき

- 2 環境測定分析士試験・認定委員会は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を記した書面により、その旨を登録者又は登録者の代理人に通知するものとする。

(委任)

第 22 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2006 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、2010 年 1 月 29 日に改正し、2010 年 4 月 1 日から適用する。ただし、2009 年度に実施した 1 級及び 2 級の試験に合格し、合格証の発行を受けた方については、2010 年 1 月 29 日から、「第 4 章 1 級、2 級及び上級の環境測定分析士等の認定及び登録」の各条項を適用するものとする。また、環境騒音・振動測定士上級に係る条項は、別途定める日まで適用しないものとする。
- 3 2010 年 1 月 29 日付けの改正に伴い、次のとおり経過措置を定める。
 - (1) 2010 年 3 月 31 日以前に初期登録した登録者（附則 2 に定める 2009 年度に実施した 1 級及び 2 級の試験に合格し、合格証の発行を受けた方は除く。）は、発行されている登録証に記載されている登録年月日を 2010 年 4 月 1 日と読み替えて、第 13 条第 2 項に定める更新登録を行うものとする。
 - (2) 日環協は、2010 年 3 月 31 日以前に初期登録した登録者（附則 2 に定める 2009 年度に実施した 1 級及び 2 級の試験に合格し、合格証の発行を受けた方は除く。）に対して、2010 年 4 月 1 日以降に、第 16 条に定める登録カードの発行について通知し、当該登録者から所要の書類の提出を受け、順次、登録カードを発行するものとする。この場合、当該登録者は、登録カードの発行に伴う手数料を支払う必要はないものとする。
 - (3) 日環協は、2010 年 3 月 31 日以前に初期登録した登録者（附則 2 に定める 2009 年度に実施した 1 級及び 2 級の試験に合格し、合格証の発行を受けた方は除く。）に対して、第 19 条に定める登録事項の公表について通知し、当該登録者の了解を得て、順次、当該登録者の登録事項を公表するものとする。
- 4 「環境測定分析士試験の合格・登録に関する規程（2008 年 1 月 18 日制定）」及び「環境測定分析士の資格認定制度に関する規程細則（2006 年 2 月 1 日制定）」は、2010 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 5 この規程は、2011 年 1 月 17 日に改正し、同日から適用する。
- 6 この規程は、2012 年 9 月 6 日に改正し、同日より適用する。また、「付表 5C 更新登録のための点数（講習会等）」の備考の⑤及び⑥の特例民法法人が、公益法人改革関連法に基づき 2013 年 11 月末までに移行認可又は移行認定を受けた場合には、会長は、理事会の承認を得ることなく、当該特例民法法人の名称を修正することができるものとする。
- 7 この規程は、2019 年 7 月 9 日に改正し、同日より適用する。
- 8 この規程は、2020 年 4 月 23 日に改正し、同日より適用する。また、施行日において既に更新登録の期日が到来した方、あるいは 2020 年度中に期日が到来する方であって、やむを得ない事情により更新登録を行うことができなかつた方、あるいは困難な見通しにある方を対象

- として更新登録の手続きに関し猶予期間を設ける。これらの措置については、別に定める。
- 9 この規程は、2021年9月1日に改正し、同日より適用する。

(改訂履歴)

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 2006年12月25日 | 改訂 (3級の受験資格年齢を満19歳に変更) |
| 2007年 1月15日 | 改訂 (合格証、登録証に文言統一) |
| 2008年 2月27日 | 改訂 (環境騒音・振動測定士を追加) |
| 2008年 8月20日 | 改訂 (2級のみなし規程の追加) |
| 2008年 9月16日 | 改訂 (証書再発行に関する追加) |
| 2009年 6月20日 | 改訂 (環境測定分析士管理委員会での見直しによる追加・修正) |
| 2010年 1月29日 | 全面改訂 |
| 2011年 1月17日 | 改訂 (環境騒音・振動測定士上級試験の実施方法の見直し及び更新登録のための点数として在宅研鑽を追加等) |
| 2012年 9月 6日 | 公益法人改革に伴い、日環協をはじめ特例民法法人の名称等を修正 |
| 2019年 7月 9日 | 改訂 (1級の受験資格を追加、料金変更) |
| 2020年 4月23日 | 改訂 (上級の受験資格を追加、更新登録の猶予期間) |
| 2021年 9月 1日 | 改訂 (1級の二次試験、2級の二次試験の名称変更) |
| 2023年 4月30日 | 改訂 (2級の受験資格を追加) |

(別表 1)

1 級及び 2 級の分野

分野	対象物質 (項目)
第 1 分野 (一般項目)	T-N, NO_3^- , NO_2^- , NH_4^+ T-P, PO_4^{3-} F^- , Cl^- , Br^- , BrO_3^- , ClO_3^- フェノール類, CN^- , S COD, BOD, TOC, TOD DO, pH その他 (アスベスト類)
第 2 分野 (金属類)	Cd, Pb, Cu Zn, Fe, Mn Al, Ti, Ni T-Cr, Cr (VI), B Ca, Mg, Na, K As, Se, Sb T-Hg
第 3 分野 (有機物類)	環境基準農薬 (3 項目) 要監視基準農薬 (13 項目) ゴルフ場農薬 (45 項目) 水道法農薬 (101 項目) 揮発性有機化合物 (VOC) 可塑剤, 環境ホルモン 悪臭物質, 有機リン 絶縁油中 PCB, R-Hg
第 4 分野 (極微量有機物類)	ダイオキシン類 POPs 条約指定項目 (POPs ・ ・ 残留性有機汚染物質) PFAS

(別表2) 定例試験の実施方法等

区分	試験の実施方法	試験の実施回数	受験料
1級	一次試験；筆記試験及び実技試験 二次試験；ウェブ面接試験 (一次試験合格者のみ受験する。)	原則として2年に1回	別に定める
2級	一次試験；筆記試験及び実技試験 二次試験；ウェブ面接試験 (一次試験合格者のみ受験する。)	原則として1年に1回	別に定める
上級	一次試験；筆記試験 二次試験；実技試験及び面接試験 (一次試験合格者のみ受験する。)	原則として2年に1回	別に定める
3級・初級	筆記試験	原則として1年に1回	別に定める 学生については別に定める
(備考)			
①学生とは、大学院、大学、短期大学、専門学校、高専、高校及び放送大学等（通信教育は全科履修生（学位取得可能なコース）に限る）の学生、生徒をいう。			

(別表3) 特例試験の実施方法等

名称	区分	試験の実施方法	試験の実施回数	受験料
特例試験	3級又は初級	筆記試験	日環協の本部が実施する研修会等において試験を実施する。試験の実施回数は、原則として当該研修会等の年間開催回数とする。	別に定める
(備考)				
①受験料が含まれる研修会等の参加料は消費税込みの金額である。また、研修会等の参加料を納付した方が受験しない場合においても参加料を返還しない。				
②特例試験を実施する場合、環境測定分析士試験・認定委員会に特例試験の実施計画書を提出し、承認を受けるものとする。				